

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則 〈4・1 揭示〉	1

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第40号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
第3条の3の表中

ワクチン接種推進監	新型コロナワクチン接種の推進に関する事務
-----------	----------------------

及び

スポーツ振興監	スポーツに関する事務
---------	------------

を削り、

地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
---------	----------------------------------------------------------

を

地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
スポーツ振興監	スポーツに関する事務

に改め、

国営農地整備推進監	国営農地整備に関する事務
-----------	--------------

を削る。

第14条第1項の表中「総務部長」を「総合企画部長」に、

部局長	理事（政策調整担当）（担当する事務に限る。） 副部長等（担当する事務に限る。）	参事（担当する事務に限る。） 主務課長	
-----	--------------------------------------------	------------------------	--

	土木技術監（担当する事務に限る。） 建設検査長（担当する事務に限る。）		
--	----------------------------------------	--	--

を

部局長	副部長等（担当する事務に限る。） 土木技術監（担当する事務に限る。） 建設検査長（担当する事務に限る。）	参事（担当する事務に限る。） 主務課長	
-----	------------------------------------------------------------	------------------------	--

に改める。

別表第1の1の(2)の項中「政策企画課」を「財政課」に改め、同表の1の(3)の項中「政策企画課長
財政課長」

を
「財政課長」

に改め、同表の3の(9)のウの項中「、国営農地整備推進監」を削り、同表の6の(12)のイの項中「総務部長」を「総合企画部長」に改め、同表の11の(1)の(ア)の(ア)の項中「第16条ただし書」を「第4条又は第16条ただし書」に改め、同表の11の(1)のイの項を次のように改める。

イ 土地及び建物等の交換及び寄附の受納並びに普通財産の譲与	(ア) 1件の評価額が5,000万円以上のもの			○			総務部長 財政課長 管財課長	高知県財産規則第4条に該当するものについては、管財課長に合議を要しない。
	(イ) 1件の評価額が				○		総務部副 部長 財政課長 管財課長	”

	3,000万円以上5,000万円未満のもの							
(ウ) 1件の評価額が3,000万円未満のもの					○		財政課長 ※ 管財課長	”

別表第1の11の(1)のクの項を次のように改める。

ク 行政財産の貸付け及び行政財産である土地への私権の設定					○		総務部副 部長 財政課長 管財課長	公募により選定された者に対し自動販売機設置のために行政財産を貸し付ける場合は、総務部副部長に合議を要しない。
------------------------------	--	--	--	--	---	--	----------------------------	--------------------------------------------------------

別表第1の11の(3)のイの項中「政策企画課長
法務文書課長
財政課長」

を
「財政課長
法務文書課長」

に改め、同表の11の(5)の(ア)の項中「行政管理課長
財政課長」

を
「財政課長
行政管理課長」

に改め、同表の11の(5)のイの項中
 「政策企画課長
 法務文書課長
 行政管理課長
 財政課長」
 を
 「財政課長
 法務文書課長
 行政管理課長」
 に改め、同表の11の(5)のウの項及びキの項中
 「行政管理課長
 財政課長」
 を
 「財政課長
 行政管理課長」
 に改め、同表中12の(18)のキの項を削り、12の(18)のクの項を12の(18)のキの項とし、12の(18)のケの項を12の(18)のクの項とし、12の(18)のコの項を12の(18)のケの項とし、12の(18)のサの項を12の(18)のコの項とし、12の(18)のシの項を12の(18)のサの項とし、12の(18)のスの項を12の(18)のシの項とし、12の(18)のセの項を12の(18)のスの項とし、12の(18)のソの項を12の(18)のセの項とし、12の(18)のタの項を12の(18)のソの項とし、12の(18)のチの項を12の(18)のタの項とし、12の(18)のツの項を12の(18)のチの項とし、12の(18)のテの項を12の(18)のツの項とし、12の(18)のトの項を12の(18)のテの項とし、12の(18)のナノの項を12の(18)のトの項とし、12の(18)のニの項を12の(18)のナノの項とし、12の(18)のネの項を12の(18)のニの項とし、12の(18)のノの項を12の(18)のネの項とし、12の(18)のハの項を12の(18)のノの項とし、同表13の(1)の項中「12の(18)のク、コからシまで、セ、タからツまで及びト」を「12の(18)のキ、ケからサまで、ス、ソからチまで及びテ」に改め、同表の13の(2)の項中「12の(18)のク、コからシまで、セ、タからトまで、ニ、ヌ及びヒ」を「12の(18)のキ、ケからサまで、ス、ソからテまで、ナ、ニ及びハ」に改め、同表備考3中「、スポーツ振興監」を削り、「I o P推進監、国営農地整備推進監」を「スポーツ振興監、I o P推進監」に改め、同表備考13を同表備考14とし、同表備考12中「計画推進課員駐在所」を「産業政策課員駐在所」に、「産業振興推進部計画推進課長」を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、同備考を同表備考13とし、同表備考11中「産業振興推進部計画推進課」を「産業振興推進部産業政策課」に改め、同備考を同表備考12とし、同表中備考10を備考11とし、備考9を備考10とし、備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、同表備考6中「理事(政策調整担当)、」を削り、同備考を同表備考7とし、同表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。
 4 理事(人口減少・中山間担当)の所掌する事務のうち、あらかじめ部局長が指定するものに係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「部局長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。
 別表第2の26の項中「、賃金」を削る。
 別表第3の7を削り、同表の6の(1)中「産学官民連携課」を「産業イノベーション課」に改め、同表の6を同表の7とし、同表の5中「文化生活スポーツ部各課」を「文化生活部各課」に改め、同表の5の(3)の表1の(1)の項中「第19条第1項から第3項まで」を「第42条第1項から第3項まで」に改め、同表の5の(5)を削り、同表の5を同表の6とし、同表の4の(1)の表18の(13)の項中「廃止(保護法第62条第3項)」を「廃止並びに弁明の機会の付与(保護法第62条第3

項及び第4項)」に改め、同表の4の(1)の表18の(14)の項中「第78条第1項及び第78条の2第1項」を「第77条の2第1項、第78条第1項及び第3項並びに第78条の2第1項及び第2項」に改め、同表の4の(1)の表18の(20)の項中「平成6年厚生労働省令第63号」を「平成6年厚生省令第63号」に改め、同表の4の(1)の表18の(25)の項中「第78条第1項及び第78条の2第1項」を「第77条の2第1項、第78条第1項及び第3項並びに第78条の2第1項及び第2項」に改め、同表の4の(2)の表中8の(29)の項から8の(32)の項までを削り、8の(33)の項を8の(29)の項とし、8の(34)の項を8の(30)の項とし、8の(35)の項を8の(31)の項とし、8の(36)の項を8の(32)の項とし、8の(37)の項を8の(33)の項とし、同表の4の(2)の表8の(38)の項中「第118条第1項及び第11項」を「第118条第1項及び第12項」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(34)の項とし、同表の4の(2)の表8の(39)の項中「(38)」を「(34)」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(35)の項とし、同表の4の(3)の表4の(20)の項中「第5条第22項」を「第5条第24項」に改め、同表の4の(3)の表中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13 障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例(令和6年高知県条例第2号。以下この項において「条例」という。)に関する事務	(1) 障害を理由とする差別に関する相談に関すること。(条例第12条及び第13条)					○						
	(2) あっせんの申立てに係る事案の調査(条例第15条第1項)					○						
	(3) 高知県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会へのあっせんの付託及びあっせんを付託しないことの決定(条例第16条第1項)					○						
	(4) 障害を理由とする差別の解消に必要な措置に係る勧告(条例第17条第2項)					○						
	(5) (4)の勧告に従わないときのその旨の公表(条例第18条)					○						
	(6) 高知県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の委員の任命(条例第19条第3項)					○						
	(7) (1)から(6)までの					○						

事項以外の条例に関する こと。																	
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(4)の表1の(9)の項中「入院時」を「入院時及び入院期間の更新時」に、「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同表の4の(4)の表1の(11)の項を次のように改める。

(11) 応急入院の措置に係る届出の保健所からの受理（法第33条の6第5項）										○							
----------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(4)の表1の(13)の項中「及び医療保護入院者」及び「及び同条第2項において読み替えて準用する同条第1項」を削り、同表の4の(4)の表1の(32)の項中「(31)」を「(35)」に改め、同項を同表の4の(4)の表1の(36)の項とし、同表の4の(4)の表中1の(31)の項を1の(35)の項とし、1の(30)の項を1の(34)の項とし、1の(29)の項を1の(33)の項とし、1の(28)の項を1の(32)の項とし、1の(27)の項を1の(31)の項とし、1の(26)の項を1の(30)の項とし、1の(25)の項を1の(29)の項とし、1の(24)の項を1の(28)の項とし、1の(23)の項を1の(27)の項とし、1の(22)の項を1の(26)の項とし、同項の前に次のように加える。

(24) 精神科病院の管理者に対する虐待を防止するために必要な措置に係る改善命令及び当該命令に従わないときの医療の提供の制限命令（法第40条の6第1項及び第3項）																		○	
(25) 業務従事者による障害者虐待の状況等の公表（法第40条の7）																			○

別表第3の4の(4)の表中1の(21)の項を1の(23)の項とし、1の(20)の項を1の(22)の項とし、1の(19)の項を1の(21)の項とし、1の(18)の項を1の(20)の項とし、1の(17)の項を1の(19)の項とし、1の(16)の項を1の(18)の項とし、同表の4の(4)の表1の(15)の項中「Ⅱ」を「高知県立精神保健福祉センター所長」に改め、同項を同表の4の(4)の表1の(17)の項とし、同項の前に次のように加える。

(16) 入院措置に係る高知県精神医療審査会の審査結果通知の受理（法第38条の3第2項）																			○		保健所 所長
----------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	-----------

別表第3の4の(4)の表1の(14)の項中「Ⅱ」を「高知県立精神保健福祉センター所長」に改め、同項を同表の4の(4)の表1の(15)の項とし、同表の4の(4)の表1の(13)の項の次に次のように加える。

(14) 入院措置に係る高知県精神医療審査会への通知（法第38条の3第1項）																					○			保健所 所長
----------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	-----------

別表第3の4の(5)の表6の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表の4の(6)の表1の(2)の項中「第13条第3項第1号」を「第13条第3項第2号」に改め、同表の4の(6)の表1の(18)の項を次のように改める。

(18) 児童自立生活援助事業等を行う者に対する事業の制限及び停止の命令（法第34条の6）																									○
-----------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の4の(6)の表1の(30)の項中「(29)」を「(35)」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(36)の項とし、同表の4の(6)の表1の(29)の項中「(28)」を「(34)」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(35)の項とし、同表の4の(6)の表1の(28)の項中「(29)」を「(35)」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(34)の項とし、同表の4の(6)の表中1の(27)の項を1の(33)の項とし、1の(26)の項を1の(32)の項とし、同表の4の(6)の表1の(25)の項中「第56条の2第1項」を「法第56条の2第1項」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(31)の項とし、同表の4の(6)の表中1の(24)の項を1の(30)の項とし、1の(23)の項を1の(29)の項とし、1の(22)の項を1の(28)の項とし、1の(21)の項を1の(27)の項とし、1の(20)の項を1の(26)の項とし、1の(19)の項を1の(25)の項とし、1の(18)の項の次に次のように加える。

(19) 親子再統合支援事業等の開始等の届出の受理（法第34条の7の2第2項から第4項まで）																										○
(20) 親子再統合支援事業等を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（法第34条の7の3第1項）																										○
(21) 親子再統合支援事業等を行う者に対する事業の制限及び停止の命令（法第34条の7の4）																										○
(22) 妊産婦等生活援助事業の開始等の届出の受理（法第34条の7の5第2項から第4項まで）																										○

(23) 妊産婦等生活援助事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（法第34条の7の6第1項）					○						
(24) 妊産婦等生活援助事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令（法第34条の7の7）			○								

別表第3の4の(6)の表11の項中「高齢者福祉課」を「長寿社会課」に改め、同表の4の(7)の表1の(31)の項中「(30)」を「(43)」に改め、同項を同表の4の(7)の表1の(44)の項とし、同表の4の(7)の表中1の(30)の項を1の(43)の項とし、1の(29)の項を1の(42)の項とし、1の(28)の項を1の(41)の項とし、1の(27)の項を1の(40)の項とし、同表の4の(7)の表1の(26)の項中「第78条第1項及び第78条の2第1項」を「第77条の2第1項、第78条第1項及び第3項並びに第78条の2第1項及び第2項」に改め、同項を同表の4の(7)の表1の(39)の項とし、同表の4の(7)の表1の(25)の項中「廃止（法第62条第3項）」を「廃止並びに弁明の機会の付与（法第62条第3項及び第4項）」に改め、同項を同表の4の(7)の表1の(38)の項とし、同表の4の(7)の表1の(24)の項を同表の4の(7)の表1の(37)の項とし、同項の前に次のように加える。

(35) 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給（法第55条の4第1項及び第55条の5第1項）							○				〃
(36) 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の実施等（法第55条の7第1項並びに第55条の8第1項及び第2項）							○				〃

別表第3の4の(7)の表1の(23)の項を同表の4の(7)の表1の(34)の項とし、同項の前に次のように加える。

(33) 指定助産機関及び指定施術機関に対する報告の徴収及び立入検査等（法第55条第2項において読み替えて準用する法第54条第1項）			○								
--------------------------------------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(7)の表1の(22)の項を同表の4の(7)の表1の(32)の項とし、同項の前に次のように加える。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(30) 指定助産機関及び指定施術機関に対する指導（法第55条第2項において読み替えて準用する法第50条第2項）					○						
(31) 指定助産機関及び指定施術機関の名称等の変更及び事業の休廃止等の届出の受理（法第55条第2項において読み替えて準用する法第50条の2）					○						

別表第3の4の(7)の表1の(21)の項を同表の4の(7)の表1の(29)の項とし、同項の前に次のように加える。

(28) 指定介護機関に対する報告の徴収及び立入検査等（法第54条の2第5項において読み替えて準用する法第54条第1項）			○								
--------------------------------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(7)の表1の(20)の項を同表の4の(7)の表1の(27)の項とし、同項の前に次のように加える。

(25) 指定介護機関に対する指導（法第54条の2第5項において読み替えて準用する法第50条第2項）					○						
(26) 指定介護機関の名称等の変更及び事業の休廃止等の届出の受理（法第54条の2第5項において読み替えて準用する法第50条の2）					○						

別表第3の4の(7)の表1の(19)の項を同表の4の(7)の表1の(24)の項とし、同項の前に次のように加える。

(23) 指定医療機関に対する報告の徴収及び立入検査等（法第54条第1項）			○								
---------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(7)の表1の(18)の項を同表の4の(7)の表1の(22)の項とし、同項の前に次のように加える。

(20) 指定医療機関に対する指導（法第50条第2項）					○														
(21) 指定医療機関の名称等の変更及び事業の休廃止等の届出の受理（法第50条の2）					○														

別表第3の4の(7)の表中1の(17)の項を1の(19)の項とし、1の(16)の項を1の(18)の項とし、1の(15)の項を1の(17)の項とし、1の(14)の項の次に次のように加える。

(15) 保護施設に対する指導（法第43条第1項）					○														
(16) 保護施設の管理者に対する報告の徴収及び立入検査（法第44条第1項）				○															

別表第3の4の(7)の表7の(7)の項中「健康保健法等の一部を改正する法律」を「健康保険法等の一部を改正する法律」に改め、同表の4を同表の5とし、同表の3の(2)の表19の項を削り、同表の3の(2)の表20の項を同表の3の(2)の表19の項とし、同表の3の(5)の表1の(22)の項中「第70条第1項及び第2項」を「第70条第1項及び第3項」に改め、同表の3の(5)の表1の(41)の項中「再交付（第2条の9第3項及び第2条の10）」を「返納の受理（政令第2条の9第3項及び第2条の10）」に改め、同表の3の(5)の表39の(30)の項中「(29)」を「(30)」に改め、同項を同表の3の(5)の表39の(31)の項とし、同表の3の(5)の表39の(29)の項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改め、同項を同表の3の(5)の表39の(30)の項とし、同表の3の(5)の表39の(28)の項の次に次のように加える。

(29) 認定証の書換え交付（規則第16条の2）									○										〃
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の3の(5)の表中45の項を削り、46の項を45の項とし、47の項を46の項とし、48の項を47の項とし、49の項を48の項とし、50の項を49の項とし、同表の3の(5)を同表の3の(6)とし、同表の3の(4)の表2の(36)の項中「(35)」を「(43)」に改め、同項を同表の3の(4)の表2の(44)の項とし、同表の3の(4)の表中2の(35)の項を2の(43)の項とし、2の(34)の項を2の(42)の項とし、2の(33)の項を2の(41)の項とし、2の(32)の項を2の(40)の項とし、同表の3の(4)の表2の(31)の項中「〃」を「保健所長」に改め、同項を同表の3の(4)の表2の(39)の項とし、同項の前に次のように加える。

(36) 新型コロナウイルス					○														
----------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

等感染症外出自粛対象者の医療に要する費用の公費負担の決定（法第44条の3の2第1項及び第44条の3の3第1項）																			
(37) 感染症指定医療機関の医師からの新型コロナウイルス感染症患者の退院等の届出の受理（法第44条の3の6）						○													
(38) 新型コロナウイルス等感染症医療担当従事者及び新型コロナウイルス等感染症予防等業務関係者の確保に係る応援及び調整の求め（法第44条の4の2第1項から第3項まで）						○													

別表第3の3の(4)の表2の(30)の項中「第44条の3第1項、第2項、第4項及び第5項」を「第44条の3第1項、第2項、第4項、第5項、第7項及び第8項」に改め、同項を同表の3の(4)の表2の(35)の項とし、同表の3の(4)の表2の(29)の項を同表の3の(4)の表2の(34)の項とし、同項の前に次のように加える。

(33) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関の指定及び当該指定の取消し（法第38条第2項及び第11項）						○													
-----------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(4)の表2の(28)の項を削り、同表の3の(4)の表2の(27)の項を同表の3の(4)の表2の(32)の項とし、同表の3の(4)の表2の(26)の項中「〃」を「保健所長」に改め、同項を同表の3の(4)の表2の(31)の項とし、同項の前に次のように加える。

(26) 公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対する医療の提供の義務等の通知、当該通知に基づく措置をとるべきこと						○													
-----------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

の指示等及び当該通知に基づく措置の実施状況等の報告の求め等（法第36条の2、第36条の4及び第36条の5）																			
(27) 医療機関の管理者との医療措置協定の締結、当該協定に基づく措置をとるべきことの指示等及び当該協定に基づく措置の実施状況等の報告の求め等（法第36条の3から第36条の5まで）			○																
(28) 病原体等の検査を行っている機関等の管理者との検査等措置協定の締結、当該協定に基づく措置をとるべきことの指示等及び当該協定に基づく措置の実施状況等の報告の求め等（法第36条の6から第36条の8まで）			○																
(29) 医療協定等措置を講じた医療機関に対する流行初期医療確保措置の実施（法第36条の9）					○														
(30) 保険者等に対する流行初期医療確保拠出金等の額の算定に関する報告の徴収及び実地検査（法第36条の22第1項）					○														

別表第3の3の(4)を同表の3の(5)とし、同表の3の(3)の表1の(6)の項中「第82条の2第1項及び第6項」を「第82条の2第1項及び第7項」に改め、同表の3の(3)を同表の3の(4)とし、同表の3の(2)の次に次のように加える。

(3) 在宅療養推進課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者		合議先	備考
		知事	専決権者		
			受任		

											者		
											副知事	部長	副部長等
自治医科大学医学部入学試験委員会に関する事務	(1) 自治医科大学医学部入学試験委員の申出に関すること。												
	(2) 自治医科大学医学部入学試験試験担当員の委嘱に関すること。												
	(3) 自治医科大学医学部入学試験第一次学力試験の及第者の決定に関すること。												
	(4) 自治医科大学医学部入学試験第一次試験の合格者の決定に関すること。												

別表第3の3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1の(1)を次のように改める。

(1) 財政課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			
1 県議会に関する事務	県議会の招集（地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条）	○								

2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 県議会の委任による専決処分の議会への報告（法第180条第2項）	○																	
	(2) 歳出予算の経費の翌年度への繰り越しての使用（法第213条第1項）	○																	
	(3) 弾力条項の適用及び議会への報告（法第218条第4項）	○																	
	(4) 予算の要領の公表（法第219条第2項）					○													
	(5) 予算の執行（法第220条第1項）		○																
	(6) 予算の事故繰越し（法第220条第3項）	○																	
	(7) 決算及び証書類等を監査委員の審査に付すること。（法第233条第2項）			○															
	(8) ア 一時借入金 の約定 イ 一時借入金 の借入れ （法第235条の3第1項）			○															
3 高知県予算規則（昭和39年高知県規則第35号。以下この項において「規則」という。）	(1) 予算編成方針の決定（規則第4条第1項）	○																	
	(2) 予算執行方針の決定（規則第10条）	○																	
	(3) 歳出予算の配当（規則第11条第1項）						○												
	(4) 予備費の充当（規則			○															

に関する事務	第19条第1項)																		
4 地方財政法（昭和23年法律第109号）に関する事務	(1) 地方債を起し、並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更する場合の総務大臣への協議及び許可の申請（地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項）								○										
	(2) 県債の借入れに関すること。								○										
	(3) 県債の償還に関すること。								○										
5 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に関する事務	決算及び証書類等を監査委員の審査に付すること。（地方公営企業法第30条第2項）								○										

別表第3の1の(2)の表4の(9)の項中「関するこ」を「関すること。」に改め、同表の1の(6)を削り、同表の1の(7)の表1の項中「及び特別法人事業税」を「、特別法人事業税及び森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。以下同じ。）」に改め、同表の1の(7)の表2の項中「及び特別法人事業税」を「、特別法人事業税及び森林環境税」に改め、同表の1の(7)を同表の1の(6)とし、同表の1の(8)の表9の項中「（令和3年法律第19号）」を削り、同表中1の(8)を1の(7)とし、1の(9)を削り、1の(10)を1の(8)とし、同表1を同表2とし、同表に1として次のように加える。

- 1 総合企画部
 - (1) 政策企画課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課長	課長補			

					等		佐等						
1 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 地方拠点都市地域の指定（法第4条第1項）	○											関係する部局長
	(2) 指定地域の変更及び指定の解除（法第5条第1項）	○											〃
	(3) 指定地域に係る基本計画への同意（法第6条第7項）	○											〃
	(4) 同意を得た基本計画の変更への同意（法第7条第1項）	○											〃
2 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 振興拠点地域基本構想の作成及び変更（法第7条第1項及び第10条第1項）	○											〃
	(2) 振興拠点地域基本構想の作成及び変更に係る関係市町村への協議（法第7条第5項及び法第10条第2項において準用する法第7条第5項）				○								〃

(2) デジタル政策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部長	副部長	課長	課長補			

					等		佐等						
1 電子計算機及びネットワークの運営に関する事務	(1) 電子計算機の運営に関すること。								○				
	(2) 県庁ネットワークの運営管理に関すること。								○				
	(3) 高知県情報ハイウェイの運営管理に関すること。								○				
	(4) 高知県情報ハイウェイの民間利用に関すること。								○				
	(5) 高知県情報セキュリティクラウドの運営管理に関すること。								○				
	(6) 総合行政ネットワークの運営管理に関すること。								○				
2 デジタル化に関する事務	デジタル化の推進に関すること。								○				
3 情報通信基盤の整備に関する事務	(1) 国の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費交付要綱に基づく財産処分に関すること。								○				
	(2) 放送法（昭和25年法律第132号）に基づく小規模施設特定有線一般放送の業務に係る届出の受理等に関すること。（同法第133条、第135条、第145条第2項から第4項まで、第174条及び第175条）								○				

(3) 中山間地域対策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			
1 離島振興法（昭和28年法律第72号）に関する事務	(1) 離島振興計画の策定及び変更（離島振興法第4条第1項及び第15項）	○							関係する部局長	
	(2) (1)のうち軽微な変更に係るもの		○							
2 山村振興法（昭和40年法律第64号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 振興山村の指定の申請（法第7条第1項及び第2項）	○							関係する部局長	
	(2) 山村振興基本方針の作成及び変更（法第7条の2第1項及び第7項）	○							〃	
	(3) (2)のうち軽微な変更に係るもの		○							
	(4) 市町村が行う山村振興計画の作成及び変更に係る同意（法第8条第1項及び第8条の3第1項）				○				農業政策課長	
	(5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること。				○					
3 半島振興法（昭	(1) 半島振興対策実施地域の指定の申請（法第2	○							関係する部局	

和60年法律第63号。以下この項において「法」という。）に関する事務	条第1項及び第2項）									長	
	(2) 半島振興計画の作成及び変更（法第3条第1項、第3項及び第5項）	○								〃	
	(3) (2)のうち軽微な変更に係るもの		○								
4 棚田地域振興法（令和元年法律第42号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 高知県棚田地域振興計画の策定及び変更（法第6条第1項及び第8項）	○								農業振興部長 農業政策課長	
	(2) (1)のうち軽微な変更に係るもの		○								
	(3) 指定棚田地域振興活動計画の作成及び変更に係る指定棚田地域振興協議会からの協議（法第8条第5項及び第6項）				○						
	(4) 市町村からの指定棚田地域振興活動計画の認定及び変更の認定の申請の経由（法第10条第2項及び第6項）			○						農業振興部長 農業政策課長	
	(5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること（農業政策課が所掌する事項を除く。）。				○						
5 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法	(1) 特定地域づくり事業協同組合の認定（法第3条第1項及び第3項）		○								
	(2) 特定地域づくり事業協同組合の変更の認定（法第5条第1項及び同条第3項において準用する法第3条第3項）		○								

律第64号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(3) (1)の認定の有効期間の更新(法第6条第2項及び同条第5項において準用する法第3条第3項)									○												
	(4) (1)の認定、(2)の変更の認定及び(3)の有効期間の更新に伴う条件の付加等(法第7条第1項)									○												
	(5) 特定地域づくり事業協同組合の認定の取消し及び当該認定の失効等に伴う厚生労働大臣への通知(法第9条第2項及び第3項)										○											
	(6) 特定地域づくり事業協同組合に対する報告の徴収及び立入検査(法第12条第1項)										○											
	(7) 特定地域づくり事業協同組合に対する適合命令及び改善命令(法第13条)										○											
	(8) 特定地域づくり事業協同組合に対する事業停止命令(法第14条第1項)										○											
	(9) (1)から(8)までの事項以外の法に関すること。											○										
	6 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3	(1) 過疎地域持続的発展方針の作成(法第7条第1項及び第4項)	○																			関係する部局長
		(2) 過疎地域持続的発展都道府県計画の作成及び変更(法第9条第1項及	○																			〃
年法律第19号。以下この項において「法」という。）に関する事務	び第5項)																					
	(3) (2)のうち軽微な変更に係るもの										○											
7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 鳥獣保護管理事業計画の策定及び変更(法第4条)										○											
	(2) 第一種特定鳥獣保護計画の策定及び変更(法第7条)										○											
	(3) 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更(法第7条の2)										○											
	(4) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限(法第12条第2項から第4項まで及び第6項)										○											
	(5) 第二種特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定等(法第14条)										○											
	(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定及び変更(法第14条の2第1項及び第4項)											○										
	(7) 鳥獣捕獲等事業の認定等(法第18条の2及び第18条の5)											○										
	(8) 認定鳥獣捕獲等事業に係る認定鳥獣捕獲等事業者に対する措置命令(法第18条の6第2項)											○										

(9) 認定鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定等 (法第18条の7第1項及び同条第2項において準用する法第18条の5)		○							
(10) 認定鳥獣捕獲等事業に係る認定の有効期間の更新等 (法第18条の8第2項及び同条第6項において準用する法第18条の5)		○							
(11) 認定鳥獣捕獲等事業に係る認定の取消し (法第18条の10第2項)		○							
(12) 鳥獣保護区の区域内における特別保護地区の指定及び当該指定の解除 (法第29条第1項から第3項まで)		○							
(13) 特別保護地区の区域内における行為の許可等 (法第29条第7項、第9項及び第10項)		○							
(14) 違反者に対する行為の中止命令及び違反者等に対する原状回復等の措置命令並びに当該違反者等を確知することができないときの原状回復等の措置の執行 (法第30条第2項及び第3項)		○							
(15) 鳥獣保護区の区域内での施設の設置等に伴う損失の補償 (法第32条第1項及び第3項)		○							
(16) 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可等及び当該許可の取消し (法		○							

第38条の2第1項、第3項から第5項まで及び第11項)									
(17) 住居集合地域等において許可を受けないで麻醉銃猟をした者等に対する措置命令 (法第38条の2第10項)		○							
(18) 狩猟免許の取消し等 (法第52条)		○							
(19) 猟区における狩猟の管理に係る認可及び当該認可の取消し (法第68条第1項及び第72条第1項)		○							
(20) 猟区の維持管理に関する事務の受託者の指定 (法第73条第2項において読み替えて準用する同条第1項)		○							
(21) 高知県の事務処理の特例に関する条例 (平成12年高知県条例第7号) により知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとした事務に関する当該市町村に対する必要な指示 (法第79条第2項)		○							
(22) 鳥獣保護区の区域内の特別保護地区の区域内における許可を要する行為に係る区域及び期間の指定 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令 (平成14年政令第391号) 第2条)		○							

(23) (1)から(22)までの 事項以外の法に関するこ と。											○						
----------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

(4) 交通運輸政策課

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			
1 地方バス路線運行維持対策に関する事務	地方バス路線の運行維持対策に関すること。				○					
2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和42年法律第110号) に関する事務	航空機の航行の方法並びに第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る国土交通大臣への意見の具申 (公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第40条第1項)	○							林業振興・環境部長環境対策課長	
3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法	(1) 自動車運転代行業に対する指示等 (法第22条第2項及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 (平成14年政令第26号。以下この項において「政令」と		○							

律 第 5 7 号。以下この項において「法」と に関する事務	いう。) 第7条第1項)											
	(2) 高知県公安委員会に対する自動車運転代行業の営業の停止命令の要請 (法第23条第2項及び政令第7条第1項)				○							
	(3) (1)及び(2)の事項以外の法に関すること。(政令第7条第1項)					○						

別表第3の8の(3)の表13の(8)の項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同表の9中「観光振興部各課」を「観光振興スポーツ部各課」に改め、同表の9に次のように加える。

(4) スポーツ課

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			
1 高知県立障害者スポーツセンターに関する事務	(1) 休所日の変更等 (高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例 (平成8年高知県条例第2号。以下この項において「条例」という。) 第3条第2項)			○						
	(2) 利用時間の変更 (条例第4条第2項)				○					
	(3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定 (条例第11条)			○						
	(4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立障害				○					

	者スポーツセンターに関すること。																		
2 高知県立春野総合運動公園のスポーツ科学センターに関する事務	(1) 供用日及び供用時間の変更等（高知県立都市公園条例第9条第1項ただし書及び第2項）									○									
	(2) 指定管理者に対する原状回復等の指示（高知県立都市公園条例第34条第2項）									○									
	(3) (1)及び(2)の事項以外のスポーツ科学センターに関すること。										○								
3 高知県立県民体育館に関する事務	(1) 休館日の変更等（高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）									○									
	(2) 利用時間の変更（条例第4条第2項）										○								
	(3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第14条）									○									
	(4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立県民体育館に関すること。											○							
4 高知県立武道館に関する事務	(1) 休館日の変更等（高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）									○									
	(2) 利用時間の変更（条										○								

	例第4条第2項)																		
	(3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第14条）										○								
	(4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立武道館に関すること。											○							
5 高知県立弓道場に関する事務	(1) 休館日の変更等（高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）										○								
	(2) 利用時間の変更（条例第4条第2項）												○						
	(3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第16条）										○								
	(4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立弓道場に関すること。												○						

別表第3の10の(1)の表3の(1)の項中「中山間振興・交通部長」を「総合企画部長」に改め、同表の10の(7)の表3の項中「（農産物マーケティング戦略課が所掌する事項を除く。）」を削り、同表の11の(3)の表2の項中「原木増産推進事業に関する事務」を「みどりの環境整備支援事業に関する事務」に改め、同表の11の(3)の表2の(1)の項中「原木増産推進事業費補助金」を「みどりの環境整備支援事業費補助金」に改め、同表の11の(3)の表2の(2)の項中「原木増産推進事業」を「みどりの環境整備支援事業」に改め、同表の11の(3)の表3の(1)の項中「事業」を「森林資源循環利用促進事業費補助金（スマート林業実証等支援事業（先端機械実証データ取得）に係るものを除く。）」に改め、同表の11の(3)の表3の(2)の項中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同項を同表の11の(3)の表3の(3)の項とし、同表の11の(3)の表3の(1)の項の次に次のように加える。

(2) 森林資源循環利用促進事業費補助金（原木増産推進事業、林地残材等搬出及びスマート林業実証等支援事業（作業シス																				○		〃
-----------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---

テム向上実践支援)に係るものに限る。)に係る内示、交付決定、支払及び確定に関すること。																			
---------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の11の(3)の表4の(1)の項中「スマート林業実証等支援事業費補助金(作業システム向上実践支援に係るものに限る。)」を「高性能林業機械等緊急整備事業費補助金」に改め、同表の11の(3)の表4の(2)の項を削り、同表の11の(3)の表4の(3)の項中「及び(2)」を削り、同項を同表の11の(3)の表4の(2)の項とし、同表の11の(3)の表5の項中「造林関係事業に関する事務」を「造林事業に関する事務」に改め、同表の11の(3)の表5の(2)の項を削り、同表の11の(3)の表5の(3)の項を同表の11の(3)の表5の(2)の項とし、同表の11の(3)の表5の(4)の項中「(1)から(3)まで」を「(1)及び(2)」に、「造林関係事業」を「造林事業」に改め、同項を同表の11の(3)の表5の(3)の項とし、同表の11の(3)の表6の(1)の項中「事業に係る検査」を「森林資源再生支援事業費補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定」に改め、同表の11の(3)の表6の(2)の項を次のように改める。

(2) (1)の事項以外の森林資源再生支援事業に関すること。					○														
--------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の12の(1)の表1の(1)の項中「第86条第2項、」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同表の12の(1)の表1の(2)の項中「第86条第3項、」を削り、「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改め、同表の12の(1)の表1の(3)の項中「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同表の12の(2)の表6の(2)の項中「第18条」を「第20条」に改め、同表の12の(2)の表6の(3)の項中「第19条」を「第21条」に改め、同表の12の(2)の表6の(4)の項中「第22条」を「第26条」に改め、同表の12の(2)の表6の(5)の項中「第23条」を「第27条」に改め、同表の12の(4)の表1の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の12の(4)の表1の(2)の項中「第44条」を「第69条」に改め、同表の12の(4)の表3の(1)の項及び3の(2)の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の13の(4)の表6の(6)の項及び6の(9)の項中「公園下水道課長」を「公園上下水道課長」に改め、同表の13の(4)の表7の項を同表の13の(4)の表8の項とし、同表の13の(4)の表6の項の次に次のように加える。

7 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下この項において「法」という。)に関する	(1) 一級河川の指定区間及び二級河川における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、変更及び解除(法第3条第4項、第5項及び第11項)					○													
	(2) (1)の指定、変更及び解除に係る国土交通大臣への協議(法第3条第7項及び第11項)					○													

事務	(3) 指定区間以外の一級河川における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、変更及び解除に係る国土交通大臣への意見の具申(法第3条第8項及び第11項)					○													
	(4) (1)の指定、変更及び解除に係る市町村長等からの意見の聴取(法第3条第9項及び第11項)					○													
	(5) 流域水害対策計画の策定及び変更(法第4条第1項及び第12項)					○													
	(6) (5)の策定及び変更に係る国土交通大臣への協議(法第4条第4項及び第12項)					○													
	(7) (5)の策定及び変更に係る学識経験者からの意見の聴取(法第4条第5項及び第12項)					○													
	(8) (1)から(7)までの事項以外の法に関すること。							○											

別表第3の13の(8)中「公園下水道課」を「公園上下水道課」に改め、同表の13の(8)の表9の項を同表の13の(8)の表10の項とし、同表の13の(8)の表8の(6)の項及び8の(7)の項中「読替えて準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同表の13の(8)の表8の項を同表の13の(8)の表9の項とし、同表の13の(8)の表7の(8)の項及び7の(9)の項中「読替えて準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同表の13の(8)の表7の項を同表の13の(8)の表8の項とし、同表の13の(8)の表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 水道法(昭和32年法律第177号。以下この項におい	(1) 水道事業の認可(法第6条第1項及び第46条第1項)					○													
	(2) 水道事業に係る変更の認可(法第10条第1項					○													

て「法」という。)に関する事務

及び第46条第1項)																				
(3) 水道事業の休止及び廃止の許可 (法第11条第1項及び第46条第1項)																				
(4) 水道事業の認可の取消し (法第35条第1項及び第46条第1項)																				
(5) 水道事業者等に対する施設の改善の指示及び水道技術管理者の変更の勧告 (法第36条第1項及び第2項並びに第46条第1項)																				保健所長
(6) 簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の指示 (法第36条第3項)																				〃
(7) 水道事業者等に対する給水停止命令 (法第37条及び第46条第1項)	ア 専用水道及び簡易専用水道の設置者以外の者に係るもの																			
	イ 専用水道及び簡易専用水道の設置者に係るもの																			保健所長
(8) 水道事業者に対する供給条件の変更の認可を申請すべきことの命令及び供給条件の変更 (法第38条及び第46条第1項)																				
(9) 水道事業者等からの報告の徴収並びに施設のある場所及び設置者の事務所への立入検査 (法第39条第1項から第3項ま																				保健所長

で及び第46条第1項)																				
(10) 高知市の水道事業者に係る(5)及び(9)の事項のうち、専用水道及び簡易専用水道等に係るものを除くものに関する事																				
(11) (1)から(10)までの事項以外の法に関する事																				

別表第3の13の(10)の表9の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の13の(11)の表13の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の14の(1)の下表3の(6)の項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「第41条の3第1項」を「第41条の3」に改め、同表の14の(1)の下表中3の(13)の項を3の(14)の項とし、3の(12)の項を3の(13)の項とし、3の(11)の項を3の(12)の項とし、3の(10)の項を3の(11)の項とし、3の(9)の項を3の(10)の項とし、3の(8)の項を3の(9)の項とし、3の(7)の項を3の(8)の項とし、3の(6)の項の次に次のように加える。

(7) 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託に係る合議 (規則第41条の4及び第63条の2)																				
---------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 理事(人口減少・中山間担当)の所掌する事務のうち、あらかじめ部局長が指定するものに係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「部局長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。